

## 平成 29 年度第 2 回江南市環境審議会

●日時 平成 29 年 11 月 2 日（木） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 30 分

●場所 江南市役所 3 階 第 4 委員会室

●出席委員(13 名)

会 長	楓 健 年	副会長	川 口 邦 彦
委 員	木 内 清 美	委 員	太 田 立 男
委 員	多 和 田 武 司	委 員	伊 藤 靖 祐
委 員	林 本 圭 司	委 員	藤 田 泰 雄
委 員	岩 井 喜 美 子	委 員	望 月 晴 夫
委 員	黒 岩 義 光	委 員	落 合 敬 子
委 員	石 井 進		

●欠席委員（2 名）

委 員 山 崎 博 征                      委 員 福 永 泰 生

●事務局

環 境 課 主 幹 菱 川 秀 之  
環 境 課 主 査 杉 浦 健 浩  
環 境 課 主 事 田 口 誉 真

●傍聴者数 0 人

●資料・資料①－1「第二次江南市環境基本計画の進捗状況について」

・資料①－2「環境審議会の提言についての今後のスケジュール（予定）」

・資料①－3「第二次江南市環境基本計画進捗管理表」

・資料②「第三次江南市地球温暖化対策実行計画（案）」

## ■会議経過

### ○事務局

それでは、ただいまより平成 29 年度第 2 回江南市環境審議会を始めさせていただきます。

なお、本日の開催にあたりまして、山崎委員、福永委員の 2 名が所用のため欠席しておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、これより進行は楓会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

### ○会 長

それでは、審議に入る前に、前回の審議会での疑義について事務局より説明いただきたい。

### ○事務局

それでは、前回の審議会で、第二次江南市地球温暖化対策実行計画の実施結果について説明させていただいた中で、質問のありました 3 点につきまして、説明させていただきます。

1 つ目は、実行計画の対象施設の範囲の公用車の台数についてでございますが、平成 28 年度の末時点での公用車数は 107 台で、その内 27 台が低公害車となっております。

平成 28 年度中では、低公害車 11 台と低公害車以外の公用車を 3 台、合わせて、14 台の削減もしくは買い替えを行い、低公害車 8 台、低公害車ではない公用車 2 台を導入いたしました。

導入した低公害車ではない、公用車につきましては、消防署の特殊車両でございます。

2 つ目は、実行計画の主な温室効果ガス削減の数字的な根拠についてでございます。

市の事業全体で見ると、電気による温室効果ガス排出量が 74%と一番多いものとなっております。

また、第二次計画の基準年度と比較しますと、19%と一番、温室効果ガス排出量を削減できているエネルギーが電気となっており、温室効果ガス排出量にもっとも大きな影響を与えているエネルギーとなっております。

しかしながら、市の事務事業で使用している電気使用量としては、ほぼ横ばいとあまり削減できてない現状であります。

この状況でどうして、温室効果ガス排出量が、順調に削減できているかと申しますと、温室効果ガス排出量の算定に利用する電気の排出係数によるもので

ございます。

第二次計画では、国のガイドラインに沿って、電気の排出係数を毎年変動する係数を利用しております。

その中で、基準年度当時の中部電力の排出係数は、0.555でありました、しかし、平成28年度については、排出係数は0.482となっており、約13%も排出係数のみで、温室効果ガスを削減していることとなります。

そのため、結果的に、市の事業努力ではなく、中部電力の事業努力により、第二次計画の目標を達成していることとなっております。

のちほど、次第3の第三次計画案の中でも説明させていただきますが、こうした現状を踏まえまして、第三次計画の中には、温室効果ガス排出量の目標のみではなく、エネルギー使用量の目標を設定し、さらなる温暖化対策を図って参ります。

3つ目は、エネルギー使用量に水道によるものを含まなくてもよいのかについてでございます。

通常、一般家庭の環境家計簿をつけたりする場合、水道の使用による温室効果ガス排出量の計算を行います。これは、配水場での送水時にかかるエネルギー量を元に算出されたものでございます。

江南市では、各配水場で送水をしているところでございますが、このときに使用しているエネルギー量については、すでに、各配水場で使用するエネルギー量として計上されておりますので、水道の使用に関するものとして、別に計上しておりません。

前回の質問についての説明は以上です。

#### ○会 長

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

質問があれば、挙手にてお知らせください。

それでは、質問もないようでありますので、早速、次第1の第二次江南市環境基本計画の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

第二次江南市環境基本計画の進捗状況について、説明させていただきます。

それでは、次第1の第二次江南市環境基本計画の進捗状況について、でございます。

平成28年度の進捗状況となりますが、本日は環境目標ⅠからⅣまでを一括で簡潔に説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

事前に送付させていただきました資料1-1をお願いします。

第二次江南市環境基本計画の進捗管理についてでございます。

第二次の計画では、これまでどおり各課から各指標の実績を報告してもらうだけではなく、目標に対する進捗評価も実施してもらい、それらの結果に基づきまして、環境課で計画の現状分析や、今後の取り組み方針などを検討しております。

そして、恐縮ではございますが、委員の皆様には、昨年と同様、平成28年度の実績を踏まえまして、平成29年度の目標に向けたご提言をお願いし、さらに、皆様のご提言を各課にフィードバックして、さらなる計画の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、平成28年度実績分の第二次計画の進捗状況の評価につきましては、改訂前の第二次江南市環境基本計画に基づいて評価を行います。

改訂版第二次江南市環境基本計画による進捗状況評価につきましては、平成29年度実績分より行いますので、よろしく願いいたします。

次に資料1-2をお願いいたします。

環境審議会からの提言でございます。

ご提言いただく内容につきましては、昨年と同様、ひとつひとつの指標に対するものでも、全ての指標をまとめた全体的なものであってもかまいません。なるべく、多くの提言をいただきたいと考えております。

なお、48の指標の中には、11月下旬ごろに確定する指標もありますので、進捗評価をまとめた段階、12月中旬ごろには、委員の皆様にご提言案の提出依頼をさせていただき、来年の1月の中旬ごろには、委員の皆様にご提言案の提出をお願いし、事務局で取りまとめた後、1月下旬ごろには、委員の皆様へ、第3回の環境審議会の資料として、提言案を送付させていただきます。

続きまして、資料1-3、1ページ、第二次江南市環境基本計画進捗管理表をお願いいたします。

平成28年度の取り組み結果と今後の方針案について、説明させていただきます。

取り組み結果につきましては、それぞれの指標の進捗評価をA、B、Cの3段階で評価し、Aを順調に進んでいる、Bをある程度進んでいる、Cをあまり進んでいないとしております。

それでは、環境目標I地域の環境づくりにみんなで取り組むまち基本的取り組み1市民参加の推進と情報の共有化でございます。

この基本的取り組みには、4つの指標がございますが、アダプト団体及び会員数につきましては、江南市戦略計画と整合を図り、高い目標値が設定されていることを考慮しても、市道、県道ともに団体及び会員数が前年より横ばいであるため、あまり進んでおりませんので、C。

環境保全関係のNPO、ボランティア団体数につきましては、前年より団体の活動縮小に伴い2団体減少しており、あまり進んでいないので、C。

環境フェスタの来場者数につきましては、開催日数が1日、当初より開催場所も変更があったため、目標値を達成していないものの、ある程度進んでいるので、B。

川と海のクリーン大作戦の参加者数につきましては、天候に恵まれたものの、前年より微増に留まり、平成28年度の目標値には程遠いことから、あまり進んでおりませんので、Cという結果としております。

この進捗評価を踏まえまして、中段の今後の方針案をご覧ください。

事務局からの今後の方針案を、環境問題の解決のためには、市民や事業者の参加が不可欠であるため、今後はより一層、自主的な環境保全活動を行う団体への支援に努め、市民一人ひとりが環境保全に取り組むことができるよう、広報やホームページ等で環境保全に有効な取り組みなどの情報提供に努めます、としております。

例年であれば、進捗評価と取り組み結果、それを踏まえた今後の方針案を全て説明させていただいておりますが、今日の説明では、時間の都合上、進捗管理表の評価を見ていただきながら、今後の方針案について説明させていただきます。

それでは、1枚はねて、2ページをお願いします。

基本的取り組み2環境教育と環境啓発の推進、6指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、環境学習アドバイザー派遣事業や環境学習会などの環境教育に関する取り組みを充実させ、将来を担う子供たちに対する環境教育のさらなる推進に努めます。

また、市の取り組みの現状等を含めた環境情報を積極的に提供することで、市民の環境意識の高揚に努めます、としております。

1枚はねて、3ページをお願いします。

基本的取り組み3環境保全活動の支援と育成、3指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、市民、事業者の環境活動を活発にするため、現在行われている各種団体による環境保全活動を支援するとともに、新たな団体の育成を推進します、としております。

1枚はねて、4ページをお願いします。環境目標Ⅱさわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち基本的取り組み1生活環境に対するマナーの強化、4指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、野焼きや雑草やペットのふん害といった都市・生活型公害が減少するよう、広報・回覧・ホームページ・イベント等での啓発活動を行うとともに、市民一人ひとりの意識啓発、法規制に関

する指導に努め、公害のない暮らしやすいまちづくりを進めていきます、としております。

1枚はねて、5ページをお願いします。

基本的取り組み2 公害防止対策の推進、4指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、環境の監視及び事業者に対する公害防止対策の指導を行い、また、有害化学物質に対する情報を収集して広報やホームページで情報提供を行い、市民の安心、安全の確保に努めます、としております。

1枚はねて、6ページをお願いします。

基本的取り組み3 水辺と緑の整備、5指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、さらなる公園施設の整備・充実に務め、市民の公園に対する満足度を高めますとしております。

1枚はねて、7ページをお願いします。

基本的取り組み4 生物多様性の保全、4指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、耕作放棄地を有効に利用するなど市民菜園の普及を図り、引き続き、市内に残る水辺や農地などの貴重な自然環境を保全し、多様な生物の生息環境を維持するため、市民、事業者により地域の生態系の保全活動に取り組んでもらえるよう、自然保護団体と協力しながら、木曾川水辺調査などの自然と触れ合える機会や場を創出します、としております。

1枚はねて、8ページをお願いします。

環境目標Ⅲ ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち 基本的取り組み1 ごみ減量化の推進、3指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、ごみ減量懇談会やごみ処理施設の見学会などを開催したり、買い物袋の持参や生ごみの堆肥化に取り組むよう呼びかけるなど、市民、事業者に対するごみ減量に関する情報提供や啓発を行い、ごみの発生・排出抑制に努めます、としております。

1枚はねて、9ページをお願いします。

基本的取り組み2 資源の循環利用の促進、3指標でございます。

11月下旬ごろ確定する指票があるため、リサイクルバンクの年間成立件数の1指標で進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、市民団体や自治会などと協力しながら、引き続き、環境フェスタなどで資源の循環利用に関する意識の啓発や情報提供を行い、また、リサイクルバンクなどの取り組みを実施して、資源の循環利用を促進します、としております。

1枚はねて、10ページをお願いします。

基本的取り組み3 ごみの適正な処理、4指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、不法投棄を防止するため啓発看板の貸出やパトロールなどを実施し、適正なごみの出し方についてごみカレンダーや暮らしの便利帳等で周知を図り、ごみの適正な処理を推進します、としております。

1枚はねて、11ページをお願いします。

環境目標Ⅳ青い地球を次の世代につなぐまち基本的取り組み1低炭素社会に向けた活動の実践、3指標でございます。

11月下旬ごろ確定する指票があるため、緑のカーテンチャレンジの実施件数の1指標で進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、引き続き、率先してクールビズやウォームビズ、緑のカーテンなどを実施し、地球温暖化対策や省エネルギー行動も取り組み、環境への配慮の啓発に努め、低炭素社会の構築を図ります、としております。

1枚はねて、12ページをお願いします。

基本的取り組み2新エネルギー、省エネ設備の普及促進、2指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針を、さらに、住宅用太陽光発電システム設置補助金を拡充し、また、低公害車への転換及び普及を促進し、新エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進します、としております。

1枚はねて、13ページをお願いします。

基本的取り組み3公共交通の充実と利用促進、2指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、歩行者や自転車利用者の安全確保のため歩道の整備、維持管理に努め、自動車による環境負荷の低減のため公共交通機関を充実させるよう働きかけます、としております。

1枚はねて、14ページをお願いします。

基本的取り組み4オゾン層保護対策の推進、1指標でございます。

進捗評価を踏まえまして、今後の方針案を、家電リサイクル法による冷蔵庫・エアコン回収の徹底及び実績を把握し、不法投棄を防止するため、啓発看板の貸出やパトロールを実施し、広報やホームページでオゾン層の保護等に関する取り組みの情報提供に努めます。

以上で、次第1の第二次環境基本計画進捗状況について説明を終わります。

## ○会 長

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

質問があれば、挙手にてお知らせください。

## ○委 員

大気汚染に係る環境基準の達成を目指すという指標についてですが、ここに光化学オキシダントが環境基準に適合していることを目標にしていますが、こちらは指標として適切なのかどうかと思います。

確かに国は、数年前より酸化窒素の規制を行っておりますが、それでも光化学オキシダントは環境基準を超えてしまっている状況であります。

これは、どのような取り組みを行っていけば減少するかわからないものを将来的な目標にするのはどうかと思いますが、目標と掲げることにより、周知をすることはいいことだと思います。

#### ○会 長

ほかにご意見等はございますか、それではないようですので、次第3の第三次江南市地球温暖化対策実行計画案について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、事務局より、次第2の第三次江南市地球温暖化対策実行計画の策定について説明させていただきます。

お手元の資料2の第三次江南市地球温暖化対策実行計画案をご覧ください。

この資料は、第三次計画の素案で、施設管理に関する担当者及び各課長と会議を行い、そこでの意見を取りまとめたものでございます。

全てを説明すると時間がかかりますので、要点について説明させていただきます。

表紙を1枚めくっていただき、目次をお願いします。

第1章の実行計画の概要から、第5章の実行計画の運用までの5つの章で編成されています。

なお、27ページ以降の資料編につきましては、この資料には載せておりませんが、今後、整理して掲載します。

次に、1ページをお願いします。

第1章、実行計画の概要でございます。

第1節、計画策定の背景でございますが、中段の2、地球温暖化に対する国際的な取り組みと日本での取り組みをお願いします。

地球温暖化に対する国際的な対策として、これまで、1997年（平成9年）の気候変動枠組条約第3回締約国会議、いわゆるCOP3で定められた京都議定書が採択され、国の取り組みもこの目標に準じたものでございました。

ここから、2015年（平成27年度）のCOP21で新たに、産業革命からの気温上昇を2度未満に抑えることを目標としたパリ協定が採択されました。

国は、これを踏まえまして、平成28年5月に地球温暖化対策計画を閣議決



定し、2030年度までに2013年度比で、温室効果ガスの排出量を26%削減する目標を掲げ、各方面におけるエネルギー管理の徹底、省エネ型機器の普及、建築物の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの導入など各種の取り組みを実施するよう定めました。

この国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体の事務事業に伴う排出が該当する業務その他部門は、約40%が削減という大きなものとなっております。

地方公共団体につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3において、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定するものとされており、この法律に基づき、地方公共団体の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画が、今策定している地球温暖化対策実行計画でございます。

次に、2ページをお願いします。

3、江南市の取り組みでございます。

市では、平成12年1月より江南エコアクションプラン、平成20年度より江南市地球温暖化対策実行計画、そして、平成25年度より第二次江南市地球温暖化対策実行計画を策定し、現在、取り組んでいるところでございます。

次に、3ページをお願いします。

第2節、計画の目的でございます。

この第三次計画は、第二次計画と同様に、市役所を1つの事業所として、市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出実態とその特性を把握するとともに、温室効果ガスの削減に対する取り組みを遂行することにより、市職員が一丸となって、環境負荷の少ない循環型社会の構築に貢献していくことを目的としております。

次に、第3節、実行計画の期間及び基準年度でございます。

この第三次計画は、平成28年度を基準年度とし、平成30年度から平成34年度までの5か年を計画期間としております。

次に、第4節、実行計画の対象範囲でございます。

この第三次計画の対象範囲は、第二次計画と同様に、市が行う全ての事務及び事業となり、対象となる施設は、市が管理運営、所有する施設としております。

4ページをお願いします。

表1-1計画の対象とする組織・施設でございます。

表は、庁舎、事業施設、教育・福祉施設、市民利用施設の4つに分類し、それぞれの施設数、組織・施設の名称、各施設の主な排出源を記載しております。

現計画である第二次計画の期間中に新たにできた施設、廃止された施設を踏

まえ、記載しております。

また、現計画では、市の管理している消防団車庫などの施設が対象施設となっておりませんでしたので、それらも追加いたしました。

新たに追加した施設には、施設名称のうしろに※印を付けております。

次に、5ページをお願いします。

第5節、対象とする温室効果ガスでございます。

現在の第二次実行計画では、温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類を対象とし、その排出量を把握しておりましたが、新計画では、ハイドロフルオロカーボンを加えた4種類を対象としています。

このハイドロフルオロカーボンはいわゆる代替フロンと呼ばれるものであり、二酸化炭素と比べると、温室効果が、100倍から10,000倍と高く、少量でも地球温暖化に大きく影響を及ぼすものでございます。

平成27年度に特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律の一部が改正され、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律となるに伴い、各事業所はその事業で排出されるフロン類の量を把握し、二酸化炭素換算で1,000tを超える場合は、国への報告が義務付けられました。

この報告のため、フロン類の排出量の把握のガイドラインが作成され、全体の排出量の把握が可能となったことから、ハイドロフルオロカーボンを新計画の中で対象とする温室効果ガスとしております。

次に、6ページをお願いします。

第2章、本市の温室効果ガス排出状況でございます。

第1節、温室効果ガス排出量の算定方法でございますが、基本的な流れとしましては、まず、温室効果ガスを排出する、電気の使用やガソリン、都市ガスなど燃料の使用などの活動区分に応じ、活動量の把握を行い、把握した活動量に排出係数をかけ合わせ、活動の区分に応じた温室効果ガス排出量を算出し、それを合計することにより、事務及び事業全体の温室効果ガス排出量を求めております。

排出係数につきましては、例えば、電気の供給1kWhあたりどれだけのCO<sub>2</sub>を排出しているかを示す数値で、電気事業者により、排出係数は異なり、毎年変動があります。

また、二酸化炭素以外のものは、地球温暖化計数をかけ合わせ、二酸化炭素基準に換算します。

次に、7ページをお願いします。

第2節、温室効果ガス排出量でございます。

上段の表2-1をご覧ください。

この表は、第三次計画の基準年度である、平成28年度における本市の事務

及び事業による活動区分別の温室効果ガス排出量を示したもので、市全体で、年間 6,662,278 トンの二酸化炭素を排出していることがわかります。

次に 10 ページをお願いします。

上段の図 2-5 をご覧ください。

この図は、施設分類別の温室効果ガス排出量の内訳を示したもので、いずれの施設も、電気の使用による排出量が最も多いことが分かります。

次に、12 ページの図 2-8 をご覧ください。

この図は、施設分類ごとの電気使用量の推移を示したものでございまして、本庁舎以外の電気使用量がほぼ横ばいの状況であることが分かり、先ほどのグラフとあわせると、温室効果ガスの要因として、一番大きな電気の使用量が横ばいの状況であることが分かります。

この結果を踏まえまして、新計画では、エネルギー使用量削減に向けた取り組みを行っていく必要があります。

次に、14 ページをお願いします。

第 3 章、温室効果ガスの削減目標でございます。

現在の第二次計画の削減目標は、計画期間が平成 25 年度から平成 29 年度までで、基準年度である平成 23 年度比で 6% の削減を目標としており、現在の取り組み状況といたしましては、平成 28 年度時点で 12.9%、約年平均 2.6% の温室効果ガスの削減ができており、すでに目標水準に達し、目標達成に向け順調に推移しているところでございます。

しかしながら、先ほど説明のとおり、温室効果ガスの要因として、一番大きな電気の使用量が横ばいにも関わらず、計画全体の温室効果ガスの削減が順調に進んでいる理由につきましては、市が事業所として電気の使用量を削減した訳ではなく、実は電力会社が電気を供給する際の排出係数が、電力会社の努力によって小さくなっており、市が事業所として大きな努力をせず、かなりの削減がされているという現状でございます。

現計画の取り組み状況を踏まえ、第三次計画を策定いたします。

目標値につきましては、国の地球温暖化対策計画の業務その他部門の目標値である 2030 年度に 2013 年度比 40%削減を踏まえ、第三次計画の最終年度であります 2022 年度を通過点と位置付けて、基準年度である平成 28 年度比の 16%減、年平均 2.6%の温室効果ガスの削減を目指します。

また、この目標の達成に向け、新計画では、エネルギー使用量の削減も併せて目指してまいります。

平成 22 年度に改正されました改正省エネ法の中で、エネルギー使用量削減について、年 1%以上の努力目標が掲げられています。

そこで、第三次計画では、計画の最終年度であります 2022 年度で基準年度

である平成 28 年度比の 6%の各エネルギー使用量の削減も併せて目指してまいります。

次に、2 ページ飛ばして、17 ページをお願いします。

第 4 章、温室効果ガス排出削減のための取り組みでございます。

新計画の目標達成に向けて、市では、現計画期間中の市の事業所のエネルギー消費量が横ばいであることから、使用量の削減の取り組み設定し、全事業所規模で行うことで、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量が減少することにより達成を目指すものとしております。

温室効果ガス削減に向けての取り組みについてでございます。

現計画では、これまで目標達成に向け、公共施設の緑のカーテンの推進、冷暖房の温度及び運転時間の管理の徹底、エコドライブの実践の 3 つをポイントとしておりましたが、新計画では、これに加え、エネルギー使用量削減に向けた 2 つのポイントクールチョイスの推進、取り組みの見える化を加え 5 つのポイントとしました。

クールチョイスとは、環境省が平成 27 年 6 月よりはじめた、2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動です。

例えば、物品の注文・発注をまとめて行うなどの効率的な低炭素型のサービスの利用、残業を減らすなどの低炭素型のワークスタイルの選択、省エネ設備や次世代自動車など低炭素型の製品への買い替え、省エネリフォームなどがあります。

また、温室効果ガス排出量削減を目的としない取り組みであっても、結果的に温室効果ガス排出量の削減効果が見込める取り組みは、積極的に取り組んでいくものです。

次に、19 ページをご覧ください。

取り組みの見える化についてでございます。

先ほど説明したとおり、国の地球温暖化対策計画の目標値を達成するには、エネルギーの使用量自体を減らす取り組みを行うことが不可欠です。

そこで、月々の電気やガスなどの燃料の使用量を見える化し、比較することにより、取り組みの意識を高揚し、エネルギー使用量の削減を目指します。

具体的には、現在行っている毎月活動量報告の集計結果を過去データと比較できるようにし、パソコン上で職員全体が閲覧できるようにすることを考えています。

次に、20 ページをご覧ください。

具体的な取り組みにつきましては、主な変更点のみ説明させていただきます。

まず、電気使用量の削減、冷暖房機器、空調設備についてでございます。  
21 ページをご覧ください。

上段にありますその他の一番下、電気の使用にあたり、より環境負荷の低い電気が使用できるよう考慮するとございます。

このことについては、平成 25 年 1 月より事業系の電力の小売化に伴い、供給先を中部電力株式会社から、他の事業者へ選択できるようになったため、取り組み項目として追加いたしました。

次に、23 ページをご覧ください。

環境にやさしい取り組みの事務用品、衛星用品についてグリーン購入ガイドラインに適合したものを使用することといたしました。

このグリーン購入ガイドラインとは、グリーン購入を推進するため環境省が策定しているもので、事務用品などの選定基準が示されており、その説明を下部に記載しております。

また、取り組み全体としてではございますが、空調、照明、OA 機器などの設備の導入、更新にあたり、エネルギー効率の良い設備を導入するとしました。

こちらにつきましては、機器が省エネ製品に変わることにより、大きな節電効果が望めるためです。

次に、24 ページをご覧ください。

第 5 章、実行計画の運用についてでございます。

第 1 節、推進体制について、中央の図で表しております。

現計画と同様に計画職員は、実行計画に掲げる取り組みの実施状況について自己評価を行い、課長へ報告し、課長は、その評価結果から課における課題や対応策を検討したうえで、さらなる取り組みの実行を各職員へ指示をすることとしております。

幹部会議は、各部局における取り組み状況の評価や、目標達成に向けた取り組みの見直しなど、実行計画に係わる重要案件について審議を行い、全庁的な取り組みを指示することとしております。

事務局は、実行計画の進行管理を行い、各部局の取り組み状況や温室効果ガス排出量を把握し、環境審議会に報告させていただきます。

環境審議会につきましては、その報告を踏まえ、ご意見、ご提案などをいただきたいと考えております。

いただきました、ご意見、ご提案を事務局で取りまとめまして、各課へ目標達成に向けて、支援を行って参ります。

以上で、次第 2 の第三次江南市地球温暖化対策実行計画の策定について説明を終わります。

○会 長

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。  
質問があれば、挙手にてお知らせください。

○委 員

昨年度よりさらにいろいろ追加されていると思います。  
見える化や、グリーン購入についてもそうだと思いますが、いろいろ配慮していただいておりますので、このまま取り組んでいただければと思います。  
こちらは、どのように公表していくのでしょうか。

○事務局

ホームページでの公表を考えております。

○委 員

この資料は、市役所の取り組みだと思しますので、市がどのような取り組みをしているということを市民に周知していき、市民を巻き込んだ温室効果ガス削減の取り組みをしていくべきと考えます。

○会 長

他にご意見等はございますか。  
それでは、出尽くしたようですので、その他、何かありますか。  
特にないようですので、本日の議論は、このあたりで終わりたいと思います。  
事務局より何か補足することはありますか。

○事務局

環境審議会の次回の開催でございますが、来年2月頃に開催したいと思えます。  
正式には文書でご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○会 長

次回につきましても、お忙しい中、恐縮ではございますが何卒ご協力をいただきたいと思います。  
本日は長時間にわたり、熱心なご審議ありがとうございました。  
それでは、これで第2回環境審議会を終了いたします。